

○山形県司法書士会研修単位免除規程

(趣旨)

第1条 この規程は、山形県司法書士会会員研修規則（以下「研修規則」という。）第6条第2項の規定に基づき、研修単位取得義務の免除（以下「単位免除」という。）の手續に関し必要な事項を定める。

(単位免除の申請の方法)

第2条 司法書士会員が、研修規則第6条第2項第2号または第3号の規定に基づき単位免除を受けようとするときは、付録様式1による単位免除申請書をその対象となる年度の末日までに、本会に提出しなければならない。ただし、年度の末日までに提出できない事由がある場合、その事由が解消したのちに、速やかに提出するものとする。

(免除申請書の審査)

- 第3条** 本会は、前条の申請に基づき、理事会の承認により単位免除を決定するものとする。
- 2 会長は、理事会が認めたときは、申請を行った司法書士会員の実情を調査することができる。
 - 3 会長は、前項の調査を、申請を行った司法書士会員の所属する支部の支部長に委嘱することができる。

(決定の通知)

- 第4条** 会長は、申請を行った司法書士会員の単位免除について理事会の承認により決定したときは、申請を行った司法書士会員に対し、遅滞なく、その内容を通知しなければならない。
- 2 単位免除を認めないときは、前項の通知に理由を付さなければならない。

(3か月以上の休業を事由とする単位免除)

- 第5条** 研修規則第6条第2項第2号の事由により単位免除を受けようとする司法書士会員は、その申請書に次に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 休業期間
 - (2) 疾病又は傷害の名称及び状況
- 2 前項の申請書には、診断書を添付しなければならない。

(妊娠、出産を事由とする単位免除)

- 第6条** 研修規則第6条第2項第3号の事由のうち妊娠、出産により単位免除を受けようとする司法書士会員は、その申請書に出産予定日又は出産日を記載しなければならない。
- 2 前項の申請書には、出産予定日又は出産日を証する書類を添付しなければならない。

(やむを得ない事由による単位免除)

第7条 研修規則第6条第2項第3号の事由のうちやむを得ない事由により単位免除を受けようとする司法書士会員は、その申請書にやむを得ない事由を詳細に記載しなければならない。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和元年12月14日（理事会承認の日）から施行する。

年 月 日

山形県司法書士会会長 殿

登録番号 第 号
氏名 _____ 職印

単位免除申請書

私は、山形県司法書士会単位免除規程第2条に基づき、_____年度の単位免除を受けた
いので、下記の通り申請します。

1. 免除を受けようとする理由 研修規則第6条第2項 _____号に該当

2 具体的理由の記載

第2号 休業期間 _____年 ____月 ____日から3か月以上

年 月 日から 年 月 日まで

疾病又は傷害の名称 _____

疾病又は傷害の状況 _____

第3号 出産（予定）日 _____年 ____月 ____日

第3号 やむを得ない事由について

（ ）

山形県司法書士会研修単位免除規程